

仕様別紙

1頁

件名	ペットボトル処理施設ストックヤード屋根修繕
概要	<p>1. 目的 日野市クリーンセンターのペットボトル処理施設内のストックヤード屋根が破れ雨漏りが発生し、ペットボトルの処理に支障をきたしているため修繕を実施するものです。</p> <p>2. 契約期間 契約の翌日から令和7年12月12日までとする</p> <p>3. 履行場所 日野市石田1丁目210番地の2 日野市クリーンセンターペットボトル処理施設</p> <p>4. 提出図書 (1) 修繕着手届（下記書類を含む）・1部 1) 工程表 2) 現場代理人選任届 3) 経歴書 (2) 屋根テント製作図・・・・・・・・1部 (3) 修繕作業写真・・・・・・・・1部 (4) 修繕完了届（下記書類を含む）・・1部 1) 工程表 (5) その他、市が求めるもの</p> <p>5. 支払い方法 完了後一括払いとする。</p> <p>6. 修繕内容 ●ペットボトル処理施設内のストックヤードの屋根修繕 屋根形状 切妻屋根 屋根形状 W15.7m×L12.2m×H31.5m 既存シート撤去工 1式 新設シート取付工 1式 発生材処理 1式 ※修繕詳細は別紙参照</p> <p>7. 実施方法 (1) 実施日 ・現地作業曜日は土曜日から火曜日の間の4日間を原則とする。 ・詳細な作業日時については、別途打合せを行う。 (2) 現場代理人 1) 受注者は、修繕業務の責任者として必要により現場代理人（以下「代理人」という。）を置くことができる。 2) 受注者または代理人は、修繕2週間前迄に市と作業及び安全について打合せを行わなければならない。 3) 受注者又は代理人は、修繕業務の実施日には必ず現場に常駐し、安全かつ正確に業務を進めるため、市と綿密な連絡を取るとともに作業員を指揮しなければならない。 (3) 実施時間 ・作業時間は日8:30～17:00を原則とし、やむなく17時を過ぎても行いたい場合は、当日の16時までに市と協議を行う。 ・詳細な点検日時については、別途打合せを行う。</p> <p>8. 修繕業務履行の確認</p>

仕 様 別 紙

件 名	ペットボトル処理施設ストックヤード屋根修繕
概 要	<p>(1) 打合せにおいて立ち会いの上実施するものと指定された内容または性能試験、警報試験その他現場完了後再現できない内容のものについては、立ち会いを受けて実施しなければならない。</p> <p>(2) 上記4. に基づく完了報告書で書類検査を行う。</p> <p>9. 疑義 疑義が生じた場合には、両者で十分協議の上、その解決に努めること。</p> <p>10. 安全管理</p> <p>(1) 不意の事故発生時に速やかに対応できるように事故対応マニュアルを作成し、現場に入るときには携帯するものとする。</p> <p>(2) 施設及び設備の危険性およびメカニズムを十分認識したうえで業務に携わるものとする。</p> <p>1) ほとんどの現場には酸素欠乏危険場所があることを認識する。</p> <p>2) コンベヤ等回転機器に接近する作業では巻き込まれる恐れがあることを認識する。</p> <p>3) 動力機器を取り扱う際は、感電の危険性があることを認識する。</p> <p>(3) 受注者は、災害又は公害が発生する恐れがある危険を感じたときは、総括責任者又は現場代理人は、遅滞なく適切な処置を行い、その後直ちに経緯を発注者の監督員に報告する。</p> <p>(4) 業務に必要な資格を保有した人が作業に従事し、関係法令を遵守して遺漏なきように業務を進めるものとする。</p> <p>(5) 火気を使用した際は、火気の後始末を行い、火気のないことを確認してから立ち去る。</p> <p>(6) 使用する保護具、計器及び工具等は、事前点検して作業員を守る体制を整備するものとする。 なお、電気使用器具については現場に入る前に絶縁抵抗測定を行い、安全を確認するものとする。</p> <p>(7) 配線用遮断器、漏電遮断器（以下「スイッチ」という）を遮断して作業を行うときは、スイッチが投入されないように、スイッチ近くに「作業中投入禁止」の標識を設置のこと。</p> <p>(8) 点検あるいは修繕作業中に作業範囲外でも安全上に支障ある施設の不備を発見したときは、監督員に報告するとともに書面にて報告書を提出すること。</p> <p>(9) 代理人は、作業が周囲にいる人に危険を及ぼす恐れのあるときは、市民、職員及び作業員の安全を確保するように監視人を置くとともに安全措置を講じること。</p> <p>11. その他注意事項</p> <p>(1) 作業時に異状を発見した場合は、直ちに当市に連絡しその指示に従うものとする。</p> <p>(2) 業務の実施に際し、必要な工具類、測定器、備品及び消耗品等は、受注者の負担とする。</p> <p>(3) 次のものは、すべて受注者の負担とする。</p> <p>①業務遂行中に生じた事故の責任のすべて及びこれに要する費用。</p> <p>②水槽の清掃にあたり、伝染病等の感染及び飲料水を飲み込んだ事による事故の全て及びこれに要する費用。</p> <p>③業務遂行中、既設設備に損傷を与えたときは、理由のいかんを問わず、市が承認した専門業者へ依頼し、原形に復旧する費用。</p> <p>(4) 廃材は、関係法令に従い処分すること。</p> <p>(5) 情報セキュリティポリシーの遵守</p> <p>1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。</p> <p>2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。</p> <p>3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。</p> <p>(6) 環境負荷低減の取組みについて</p> <p>1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を</p>

仕 様 別 紙

件 名	ペットボトル処理施設ストックヤード屋根修繕
概 要	<p>目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。</p> <p>一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。</p> <p>このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。</p> <p>①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言</p> <p>2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。 ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。</p> <p>(7) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務 本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。</p> <p>1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。 また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。 このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。</p> <p>2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。</p> <p>なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。</p> <p>(8) 内部通報制度</p> <p>1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。 本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。</p> <p>2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。 なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。</p> <p>(9) 環境により負荷の小さい自動車利用 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。 ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。 <p>なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。</p>